「学習評価の基準・修了/卒業の認定」について

学則細則

（学習評価の実施）

第16条　試験による学習評価は、次により行なう。

（１）平常試験は、平常の履習効果を評価するため、随時実施する。

（２）期末試験は、各科目の学期の終了を評価するため実施する。

（３）卒業試験は、修業期間を通じての総括評価として、最終年次、最終学期、期末試験を以って、これにあてることができる。

２　次の各号の１つに該当する場合は、期末及び卒業の試験を受けることができない。

（１）授業料等の学費滞納中の者。

（２）実習記録及び指定された提出物などが未提出の者。

（３）期間中の各教育科目の出席が学校で定める出席率未満の者。

（学習評価の基準）

第17条　学習評価の時期は、各学期末及び全科目修了を認定するときとする。

２　各学期末の学習評価は、平常試験、報告書及び期末試験を総合して評価する。

３　学習評価は、「５・４・３・２・１」の５段階で表わす。

（１）５：特に成績優秀な者

（２）４：成績良の者

（３）３：成績普通の者

（４）２：成績やや劣る者

（５）１：成績特に劣り、不合格の者

４　評価は、次の基準による。

●試験点数の評価

（１）５：90 ～ 100点

（２）４：75 ～　89点

（３）３：60 ～　74点

（４）６０点未満の場合は再試験を行う。尚、再試験後の評価は試験規程による。

●報告書の評価

（１）５：非常に優れている

（２）４：優れている

（３）３：普　通

（４）２：やや劣る

（５）１：劣る（再提出の必要がある）

５　期末及び卒業試験の合格点は、各科目毎に 100点満点による60点以上とする。

６　追試験または再試験等の得点は、試験結果の90％を得点とみなす。

但し、追試験に至った理由が止むを得ないものであると認めた場合は、この限りではない。

（修了の認定）

第21条　各科目の修了は、その科目の出席の状況及び試験の成績を勘案して認定する。

２　「教育科目履修等認定委員会」において修了したものと認定することができる本校以外での学修は「専修学校設置基準の一部を改正する省令（平成11年文部省令第47号）」で定める範囲とする。

３　「教育科目履修等認定委員会」の運営の詳細は別に定める。

４　一級自動車研究開発学科２学年の全科目について課程の修了を認定した者には、別途定める修了証を交付する。

（卒業の認定）

第23条　卒業認定会議の結果、卒業に必要な全科目が一定の基準に達し、出席率良好、性行良行と認められるものには、校長が卒業を認定する。

２　卒業証書の様式は別に定める。

<成績評価基準>

① 各科目の学習評価基準

（1） 5：特に成績優秀な者

（2） 4：成績良の者

（3） 3：成績普通の者

（4） 2：成績やや劣る者

（5） 1：成績特に劣り、不合格の者

② 総合評価平均

半期毎（前期・後期）に実施の各科目の学習評価点の合計を
履修科目数で除した平均を「総合評価平均」とする。

③ 総合評価平均順位

「総合評価平均」の平均値が高い順に並べたものを「総合評価平均順位」とする。